

群馬労働局長 殿

次世代育成支援対策推進法による「行動計画」

雇用環境を整備することで子育て等を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
(5年間)

2. 内容

目標：労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入を図る。

<対策>

- ・令和2年 4月～社員のニーズを調査
- ・令和2年10月～社内検討委員会を設置し制度の検討開始
- ・令和3年 4月～制度の導入を図る

以上